

# MIO PRESS

LAW OFFICE  
秋号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.28  
2024.10



抽選で**30名**様に  
**読者プレゼント**  
**実施中!!**

詳しくは裏表紙をご覧ください



特集  
Special Feature

## 生成AIと著作権

### 利用者サイドから見た著作権法上の注意点

連載 知っ得! 交通事故  
法律コラム 知らないと怖い法律の話

支店便り 京都地方裁判所とその支部  
リガサポ! 経営セーフティ共済の税制が改正されます

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00~7:15)放送中の  
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が  
いつでも聴けるようになりました!!



主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、  
日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわる  
お役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸  
弁護士法人みお綜合法律事務所  
代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 伊藤 勝彦

お問い合わせ・ご相談は  
なやむなみお  
**0120-7867-30**  
通話料無料

(業務分野) 交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約/会社法務/その他

受付時間(月~土)/9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所	OSAKA	京都駅前事務所	KYOTO	神戸支店	KOBE
〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階 TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 執務時間:月~金曜日/9:00~20:00 土曜日/10:00~18:00 受付時間:月~土曜日/9:00~17:30		〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 735-1 京阪京都ビル4階 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911 執務時間:月~土曜日/9:30~18:00		〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階 TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042 執務時間:月~土曜日/9:30~18:00	

## 読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、  
スマートフォンからのご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で**30名**様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切  
**2024年12月末日**  
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。  
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力お願いします

- Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
- 【特集】生成AIと著作権  知っ得! 交通事故
- 知らないと怖い法律の話  支店便り
- リガサポ!  事務局通信
- Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
- 交通事故  相続問題  離婚(男女)問題
- 借金問題  労働問題  刑事事件
- 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他( ))
- 企業法務  その他( )
- Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など
- Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど
- Q.5 ラジオリスナーですか  はい  いいえ
- 「はい」とお答えいただいた方...
- 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

# 生成AIと著作権

## 利用者サイドから見た著作権法上の注意点

Special Feature



### まず始めに

ChatGPTを皮切りにAIブームが起こつて以来、毎日のようにAIに関する報道に接します。AIの作成する美しい画像や動画、自然な日本語での回答、創作する小説やシナリオの、レベルの高さに衝撃を受けた人は多いと思いますし、現在では、Googleやマイクロソフト等のアカウントを持っていれば、誰でも簡単に無料で生成AIを利用できるため、実際に利用してみた人も少なくないでしょう。

このように生成AIは、空想上のものでしかなかった未来の世界の到来を実感させてくれる一方、従来の制作者サイドからは、生成AIは制作者の著作権を中心とした権利を深刻に侵害しており、クリエイターの経済的不利益が深刻なものになっている旨の強い訴えがあります。

そこで本コラムでは、一般利用者がどのような使い方をした場合に著作権侵害が生じてしまうのかについて、簡単に解説してみたいと思います。

たとえば、生成AIで作成したイラストをSNSのアイコンにした、という比較的罪のなさそうな事例では、著作権侵害は生じ得るのでしょうか。他人が作成したイラストを許諾なくSNSのアイコンとして利用することは著作権法違反になり得ます(だからやめておきましょう)。であれば、このイラストをAIにより作成してみれば、アイコンとしての利用に著作権法違反の問題は生じ得るのでしょうか。同様の問題は、企業が、生成AIで作成したイラストを利用しようとする場合にも起こり得ます。

### 著作権侵害の判断方法

生成AIによるイラストに関する紛争は、元イラストの作成者だと主張する作家が、イラスト利用者に、自分のイラストに似たイラストを許可なく使っていると主張してくることで始まります。

ある作品が他人の作品に似ている場合、著作権の侵害があるかどうかの判断の枠組みは、人の手で他人の作品

によく似た作品を作った場合でも、AIで生成した場合でも、基本的には同じとされています。キーワードは①類似性と②依拠性で、著作権侵害になるには、この両者が必要とされます。

①類似性とは、要するに両作品が似ているかどうかで、「表現上の本質的な特徴が直接感得できるかにより判断される」とされます。単に作風が似ているだけでは類似性は認められず、具体的表現が似ている必要があります。この判断は非常に微妙で、裁判官によっても判断が分かれることもよくあり、裁判例をみてもその判断は非常に曖昧です。裁判所の過去の判断については、裁判所のホームページ<sup>※1</sup>で公開されているものがありますので、気になる方はご覧ください。

②依拠性とは、「既存の著作物の表現内容を知り、これを利用して自己の作品を作出したかどうか」の問題です。要するに元ネタにしたかどうかです。たまたま似てしまった場合は、著作権侵害にならないのです。

AIによる生成の場合、AI利用者が、元ネタにしたと疑われている既存の作品を認識した上で、生成AIを利用して当該著作物の創作的表現を有するものを生成した場合には、依拠性が認められると考えられています。具体的には、元の画像や文章をそのままAIへの指示として入力してしまった場合<sup>※2</sup>や、作品のタイトルやキャラクター名などを入力したような場合です。著作権が侵害されたと主張するクリエイター側で、このような入力を行ったことの立証ができなくても、問題となる作品へのアクセスの可能性があったこと(作品に接する機会があったことや著名な作品であること)や、生成物に高度の類似性があること等を立証することでも、依拠性があると判断されることもあります。

では、AI利用者が問題となる作品を知らなかったものの、AI学習用データに当該著作物が含まれていた場合には、依拠性はあるとされるのでしょうか。この場合でも、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、通常、依拠性がある

※1. [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) 類似性が問題になった代表的な裁判例として、東京地判令和2年10月14日、東京地判平成16年6月25日などがあり、これらの日付を入力すると、判決文のみならず問題となったイラスト等を見ることができます。

※2. なお、プロンプト(AIへの出力指示)に他人の著作物を入力することは、それ自体著作権侵害とされるおそれが高い行為です。



### 著作権侵害があった場合にはどうなるか

ものと推認されると考えられています。

著作権侵害があった場合、AI利

用者に故意か過失があった場合には、損害賠償義務が発生することがあります。また、故意・過失がない場合でも、不当利得返還請求権といって、利用料相当額の支払いを求められることがあります。さらに、故意・過失がなくても差止請求（利用をやめよと求めること）がされるでしょう。悪質な場合には、刑事事件になることも考えられます。

著作権侵害に  
なることを  
予防するには

利用者側における侵害の

## Artificial Intelligence & Copyright



予防のためには、著作権侵害の判断の枠組みが前記のようなものであることから、AIへの指示として他人の著作物を入力しないこと、特定の作家名・作品名を入力しないことが考えられます。これらを入力すると依拠性が認められ易くなると言えます。

また、出力された作品が既存の作品に似ている場合、類似性が認められる可能性があるもので、利用を避けるべきでしょう。さらに学習用データセットに他人の著作物が入っている可能性がある場合には、依拠性があると判断されるおそれがあるので、そのような生成AIは利用すべきではありません。

### 最後に

生成AIについては、技術の進歩がまさに日進月歩で、法的規制に関する議論も時間を追うごとに深まっている状況です。本コラムの解説は、現時点で代表的と思われる見解によりますが、将来的にどのような議論がされるか、具体的な事件に当たって裁判官がどのような判断をするかは必ずしも明確ではありませんので、知識のアップデートが必要です。



弁護士 倉田 壮介 Sounuke Kurata

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故被害者と加害者の関わり方について解説をします。

### はじめに

交通事故が起こると、刑事手続き・民事手続き・行政手続きの3つの手続きが進められていきます。それぞれの手続きで被害者と加害者がどのように関わっていくのかというと、刑事手続きと行政手続きは、国家機関と加害者の関係になりますので、基本的に被害者の方が加害者と関わっていくことはありません。一方、民事手続きは、加害者と被害者の関係の連続です。被害者の方が加害者と深く関わっていく手続きのようにも見えます。ただ、実質的には、被害者に対して保険会社の手続きとなるため、民事手続きでも被害者の方が加害者と深く関わることはありません。なぜそのようになるのでしょうか。そのメリットとデメリットも含めて見ていきます。

### 示談内容への利害関係

交通事故が発生した場合、法律的には、怪我をした被害者から加害者に対する金銭的な請求が認められます。しかし、交通事故では、ほとんどの場合、加害者が任意保険の契約をしており、被害者に対する支払は保険会社が行います。そのため、治療費や慰謝料などがいくら発生しているのかという金銭面に利害関係

があるのは、加害者が契約している任意保険会社となります。そのため、自動車保険には、保険会社が加害者に代わって被害者と金銭面の交渉を行うという、示談代行サービスが付いています。このサービスにより、被害者の方の交渉相手は保険会社となり、加害者と金銭支払いの面での接触は、基本的になくなります。

### 保険会社が 交渉相手となることの デメリットとメリット

交通事故で保険会社が交渉相手となると、被害者の方は加害者と接触ができなくなります。交渉の本来的な姿ではないことについて、被害者の方から疑問の声が寄せられることもあります。しかし、加害者と接触することは、被害者の方にとって大きな精神的負担となる可能性があります。また、加害者と話をするより、金銭面で利害関係があり、交通事故の連続性について一定の基礎知識がある保険会社と話をする方が、スムーズに手続きが進みます。何より保険会社相手であれば、資力不足による不払いのリスクを考える必要がありません。このような観点から、保険会社が交渉相手になることは、被害者にとってもメリットがあると言えます。

### 加害者と交渉しないと いけないとなると こんなことに…

加害者と交渉しないといけないことになった場合のことを考えてみましょう。お金がないと言って治療費を支払ってもらえないかもしれません。居留守を使われるかもしれません。事故の話になってお互い感情的になってしまいかもしれません。保険会社と交渉していても色々な問題が生じるかもしれませんが、少なくとも以上のような事態が発生することは、ほほならないはずです。保険会社と交渉するというのは、結構合理的なシステムと言えらるでしょう。

### まとめ

このように、交通事故の示談手続きは保険会社とのやり取りになります。ただ、被害者から見ると、保険会社の担当者は事故処理のプロと言えますので、担当者とのやり取りがストレスになることもあるかもしれません。保険会社とのやり取りを誰かに任せたい、話の内容がよく分からない、といったことがあれば、弁護士に手続きを任せることをお勧めします。

今回は、交通事故被害者と加害者の関わり方について解説しました。次回は、人身事故の手続きの流れについて掲載したいと思います。



N HKの朝ドラ「虎に翼」を毎日楽しみに見えています。女性初の判事で裁判所所長も歴任された、法曹界の女性先駆者三淵嘉子さんをモデルにしたお話です。三淵さんは1938年(昭和13年)に高等試験司法科試験に合格、1940年(昭和15年)第二東京弁護士会に弁護士登録をし、戦後、女性にも門戸が開かれたことから、裁判官に採用されました。

私は1997年司法試験合格、2000年に大阪弁護士会に弁護士登録ということですので、およそ60年先輩です。60年も先輩の話とは思えないほど、「昔も何も変わってない」と共感できます。戦後、民法が改正された制度がなくなっても、今でも地方によつては、長男が全財産を相続するのが当たり前、嫁に行った娘にはせいぜいハンコ程度渡しておけばよいという意識の方はいっぱいいらっしゃいます。結婚してどちらの姓を名乗ってもよいことになっても、圧倒的多数は男性の姓を名乗っています。

時代が変わり法律が変わっても、人の意識はなかなか変わりません。その例のひとつに、ハラスメント問題があります。セクハラという言葉をよく聞くようになったのは、平成に入ってからです。

# 知らないと怖い法律の話 ～パワハラ～



代表弁護士 澤田 有紀 Aki Sawada



令和になってからは、パワハラ、カスハラという言葉もよく耳にするようになりました。このような言葉が出てきたことで、今まで嫌だと思っても我慢してきた言動が、ハラスメントとしてよくない事だと声を上げることができるようになりました。

私が学校を出て一般企業に就職したのは昭和60年、まさに昭和の終わりでしたが、会社の宴会では、脂ぎった上司が肩を抱いてきたり、カラオケで無理やりデュエットを唄われました。嫌だなと思っても、社会ってそんなものかなと我慢して、ハラスメントだと声を上げることがありませんでした。

でも、セクハラが非難されるべきことだと知られるようになってからは、被害者や周りの人が「それってセクハラですよ」と声を上げることができるようになりました。

それでも昭和のおじさんと同じ感覚の方が今もいっぱいいらっしゃいます。セクハラやパワハラをしている本人は、それがハラスメントとは思っていません。最近もどこかの町長さんが職員にハラスメントをしたことが告発されて、ワ

イドショーの話題になっていました。スキャンダルが円滑な職場関係を作るなんて思っている、相手も嫌がっていないと思っても、セクハラは、相手がセクハラだと思ったら、セクハラ成立です。パワハラも昭和や平成の時代なら、職場ってそんなものかと、当事者は我慢するしかありませんでした。パワハラが違法だということが知られるようになったことにより、被害者や周囲の人が声を上げやすくなりました。

もちろん今でもパワハラ体質の会社や上司は少なからず存在し、被害を受けても声を上げられずに精神を病むなど、深刻な事態になってしまいうかたもいらっしゃいます。

セクハラは相手がセクハラだと思っただけでセクハラ成立ですと言いましたが、パワハラの場合は、単純ではありません。上司から部下への指導は正当な業務であり、場合によっては、厳しく指導する必要もあります。

厚生労働省によれば、左上の①の要素をすべて満たすものを職場のパワーハラスメントの概念と整理されています。パワハラの結果、相手が

- ①優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること
- ②業務の適正な範囲を超えて行われること
- ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

態様については、6つの類型に分類されています。

- ①「**身体的な攻撃**」:上司が部下に対して、殴打、足蹴りをする
- ②「**精神的な攻撃**」:上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする
- ③「**人間関係からの切り離し**」:自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする
- ④「**過大な要求**」:上司が部下に対して、長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での、勤務に直接関係のない作業を命ずる
- ⑤「**過小な要求**」:上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも遂行可能な受付業務を行わせる
- ⑥「**個の侵害**」:思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の従業員に接触しないよう働きかけたり、私物の写真撮影をしたりする

## 問題になった事例

死に至ったり、重い傷病にかかった場合には、巨額の賠償責任を負う可能性があります。パワハラかどうか問題となった具体的な事例を紹介します。身体的な攻撃は論外としても、思い当たることはあるかもしれません。

### ①「身体的な攻撃」

- ・指導に熱が入り、手が出してしまった(頭を小突く、肩をたたき、胸倉を掴むなど)
- ・繰り返しミスをする部下に対し、ヘルメットの上から叩く等の体罰を与えた。
- ・指導に熱が入り、物を投げて怪我をさせた。
- ・宴会の席でのマナーに関する注意が過熱し、後輩を蹴飛ばした。

### ②「精神的な攻撃」

- ・「馬鹿」「ぶざけるな」「役立たず」「給料泥棒」「死ぬ」等暴言を吐く。
- ・大勢の前で叱責する、大勢を宛先にしたメールで暴言を吐く。
- ・十分な指導をせず、放置する。
- ・指導の過程で個人の人格を否定するよ

うな発言で叱責する。ため息をつく、物を机にたたきつけるなど威圧的な態度を取る。

### ③「人間関係からの切り離し」

- ・ある社員のみを意図的に会議や打ち合わせから外す。
- ・仕事を割り振らず、プロジェクトから疎外する。

### ④「過大な要求」

- ・英語が苦手な社員を海外業務に就かせる。
- ・十分な指導を行わないまま、過去に経験のない業務に就かせる。
- ・自分の業務で手一杯であるのに、他の同僚の仕事を振られた。
- ・資料作成のため、休日出勤を強いられた。

### ⑤「過小な要求」

- ・プロジェクトに参加させてもらえず、本人から「経営に貢献したい」と相談があった。

### ⑥「個の侵害」

- ・パートナーや配偶者との関係など、プライベートを詮索する。
- ・しつこく飲み会に誘う、職場の懇親会を欠席するのに理由を言うことを強要する。



## 弁護士法人みお公式「Instagram」のご紹介

父・魔王の立派な跡継ぎになるべく人間界で勉強中の主人公・真央。  
それなのになぜか次々アクシデントに巻き込まれて絶不調。法律の力は果たして彼女を救えるのか？  
みおの公式Instagramでは、面白くて役に立つ法律系漫画『絶不調ですけど何か?』を連載中です！



「法律系漫画」の  
続きが気になる方は  
▼こちらから▼



弁護士法人みお公式「Instagram」

小学生  
向け

# 弁護士体験イベントを 開催しました!!



この度、大阪駅開業150周年記念イベント「大阪ステーションシティ・キッズウィーク」にて、小学生の方を対象に、弁護士体験イベントを開催いたしました！

## 仮想世界で模擬法律相談・模擬交渉を 体験していただきました!



イベントでは、「ワンワン王国」という仮想世界で起きた法律事件をテーマに、小学生の皆さんに、弁護士になりきっていただきました。関係資料のほか、仮想の法律や裁判例など、1つ1つ弁護士が手作りしました。かわいいスライド資料は、事務局で手作りしました。

法律相談でクライアントにどんなことを質問すればよいか、和解交渉の条件をどのように提示すればよいかを、話し合っていました。

「もっとこんなことをクライアントに質問しては?」「こんな条件だったら相手も納得してくれるかも!」など、皆さん様々なアイデアを出してくださいました。

皆さん、真剣に法律と向き合っていて、「イベントを開催してよかった」と心から思うことができました。「もしかしら、今回ご参加いただいた小学生の方が、司法試験に合格して、法廷でお会いすることがあるかも?」と想像しながら、皆さんの奮闘を温かく見守っておりました。



## 法教育に貢献できる弁護士を目指して!

当事務所では、今後とも、小・中学生の方に向けた法教育イベントを企画して参りたいと思います。  
弁護士の派遣をご希望の学校様、ぜひお問い合わせをいただければ幸いです。

弁護士  
石田 優一



弁護士法人みおは、全国に高品質な企業法務をご提供するために、オンライン法律相談サービスを運営しています。  
サイト中でご覧いただける法律コラムは、弁護士がビジネスに役立つ最新情報を順次更新。

より身近に、より便利に——WEB法律相談サービス  
ウェブ・ロイヤーズ  
「Web Lawyers」

顧問契約で弁護士をビジネスパートナーに!

月額  
1 (税別)  
万円~





# 京都地方裁判所とその支部

京都には、京都地方裁判所及びその支部、京都家庭裁判所及びその支部、並びに各地の簡易裁判所が存在しています。今回はそのうち、京都地方裁判所とその支部についてお話ししたいと思います。

## 1 京都地方裁判所本庁

京都地方裁判所本庁（支部）に対して「本庁」と呼んでいます。京都で弁護士として働いている私にとっては最も馴染みのある裁判所ですが、御所の南側にあるため、みおの京都事務所からは少し離れています。

京都地方裁判所の本庁に行くときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動できます。

京都地方裁判所には複数の支部があります。京都府南部はより北にあるため、京都府南部は本庁が管轄しています。

## 2 園部支部

園部支部は、亀岡市や南丹市の大部分を管轄しており、所在地は南丹市園部町です。

京都事務所から向かうときは、「京都」駅から「園部」駅までJR嵯峨野線（山陰本線）に乗るのですが、最近では、亀岡以北の電車の本数が減ってしまったため、どうしても待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになりました。

「園部」駅からも2キロメートルほど離れており、国道9号線を歩くと最短距離になるのですが、自動車の交通量が多いのに歩道が狭く歩きにくいいため、普段は少し大回りをして、市街地を抜けるルートで裁判所に向かっています。

## 3 福知山支部

福知山支部は、福知山市と綾部市を管轄していますが、所在地は福知山ですので、京都事務所から

の移動も大変です。

最寄り駅である「福知山」駅からは、歩いて1キロメートルほどなのですが、「京都」駅から「福知山」駅までは特急電車に乗っても片道1時間以上かかります。

かつて、「福知山」駅はICOCA非対応だったので、紙の切符を買う必要もありましたが、現在はICOCAに対応しており、以前よりも便利になっています。

## 4 舞鶴支部

舞鶴支部は、舞鶴市を管轄しています。

舞鶴支部は、「西舞鶴」駅から徒歩5分という好立地なのですが、「京都」駅から「西舞鶴」駅までが遠く、直通の特急が「綾部」駅で乗り換えでも、片道1時間30分を要します。

舞鶴市は魚介類がおいしいのですが、電車の時間を考えると、食事をして帰るのは難しく、なかなか食べることができません。

## 5 宮津支部

宮津支部は、宮津市、与謝郡、京丹後市を管轄しています。

こちらも「宮津」駅から徒歩5分という好立地なのですが、舞鶴支部からさらに北西方向であり、「京都」駅から



間が長いいため、到着するところにはお尻が痛くなっています。

## 6 日当負担と管轄合意

とは言え、最も遠い宮津支部でも片道2時間程度ですので、それほど遠くないように見えますが、裁判所からの帰途は、ほぼ確実に電車の待ち時間が発生しますので、裁判の期日そのものも含めれば、長い拘束時間が発生します。

弁護士費用には通常、拘束時間に応じた日当の規定があります。

で（当事務所の場合2時間以上の拘束時間であれば、時間に応じて日当が必要）、最終的には日当として依頼者負担になりますし、裁判そのものも判決まで10回以上の期日を重ねる場合がありますので、負担としては無視できません。最近では、裁判所もオンライン会議の利用が進み、期日には出廷を要しない場合もありますが、それでもこのような予期せぬ負担を避けるために、契約書等には管轄合意の条項※を入れて、対策しておくことをお勧めします。

※管轄合意の条項・合意管轄条項とも言い、契約上の紛争が生じた場合に、紛争に関する裁判手続をどこで裁判所で行うかを予め決めておくための契約条項のこと。裁判手続に関する経済的・時間的負担を軽減するのが目的。



弁護士 加藤 誠実 Masami Kato

みおのセミナー②

事前予約制

# 生前対策セミナー



無料  
〈全6回〉

～上手に相続対策しましょう～

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士  
伊藤 勝彦



日程	場所	時間	内容
11月 7日(木)	大阪	14:00	①「贈与」
13日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
18日(月)	大阪	14:00	②「不動産」
20日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
25日(月)	大阪	14:00	③「生命保険」
27日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
12月 11日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
12日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
18日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
19日(木)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
25日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」
26日(木)	大阪	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

# 「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

日程	場所	時間
11月 13日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00
18日(月)	大阪	10:00、11:00、16:00
19日(火)	京都	10:00～17:00
27日(水)	神戸	10:00～12:00、16:00～17:00
12月 10日(火)	京都	10:00～17:00
11日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00
19日(木)	大阪	10:00、11:00、16:00

●個別相談会(離婚問題) 無料

日程	場所	時間
11月 13日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00
12月 11日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、個別相談(初回30分無料)を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

各種セミナー・相談会等(事前予約制)のご予約・お問い合わせは  
受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

なやむなみお  
通話料無料 0120-7867-30

※各種セミナー・相談会等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。  
※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みおのセミナー①

事前予約制

# 「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月 13日(水)	大阪	11:00
13日(水)	京都	11:00
12月 19日(木)	神戸	11:00

●任意後見セミナー 無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
11月 11日(月)	京都	11:00
12月 2日(月)	大阪	11:00
25日(水)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月 13日(水)	神戸	11:00
12月 11日(水)	大阪	11:00
18日(水)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
11月 21日(木)	大阪	13:00
26日(火)	神戸	13:30
12月 3日(火)	大阪	13:00
19日(木)	神戸	13:30

日程	場所	時間
11月 13日(水)	神戸	18:00
21日(木)	大阪	18:00
12月 18日(水)	神戸	18:00
20日(金)	大阪	18:00

みおの講座

事前予約制

# エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 11月14日(木)
- 時間: 11:00～(約1時間)
- 場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所

無料



〈1〉経営セーフティ共済  
(中小企業倒産防止共済)とは

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金(法人の場合)または必要経費(個人事業主の場合)に算入できます。

〈2〉掛金は全額損金算入可能  
で、解約すれば解約手当金が戻る

掛金月額額は5,000円~20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。解約は自由で、納付月数12ヶ月以上なら80%、40ヶ月以上なら100%戻ってきます。解約手当金は法人なら益金、個人事業主なら雑収入となります。



リーガルサポート  
インフォメーション

# 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)の税制が改正されます

税理士法人エヴィス  
税理士  
西向 隆夫  
Takao Nishimukai



**解約時期は自由**  
100%解約手当金が戻ります!

〈3〉月額掛金の上限は20万円、掛金総額の上限は800万円

月額20万円(年間240万円)を掛金として計上すれば、40ヶ月で掛金上限の800万円まで積立できます。解約時期は自由で、必要なときに解約すれば100%戻りますから、全額損金算入可能な積立預金のようなものです。

〈4〉今回の税制改正について

令和6年度税制改正で、令和6年10月1日以後に共済契約を解約し、再加入した場合は、解約した日から2年を経過するまでの間に拠出する掛金は、損金または必要経費に算入

〈5〉改正の適用時期について

今回の税制改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解約が対象となります。令和6年9月30日までに解約された場合には、上記改正の適用を受けませんので、再加入にあつての制限はありません。

●顧問税理士のご紹介  
税理士西向隆夫先生は、当事務所の顧問税理士として、各種法律相談に関連して発生する税務問題について事件処理をサポートして下さっています。

リレー式コラム  
事務局通信

皆様、いつもお世話になっております。私は大阪事務所のスタッフです。

私には小学5年生の娘があり、私たち夫婦は娘の教育方針について対立しています。先日のごとく、家族の団欒中に夫が急に話を振ってききました。

夫「子どもはね、勉強はしないといけない。好きなことを追求するべき。」

私「でも、娘の好きなことはゲーム。ゲームばかりやっていてはと思う。この道に進むにしても勉強はできる方がこー」

夫「ドイツでは、小学生のうちから就く職業を決めて、小学生のうちからそのための教育や訓練をするんだよ。」「※あくまで夫の話です。ドイツの教育システムは知りません。(私)日本でそんなことしたら、将来ユーチューバーばかりになるやろ。」

夫「将来ユーチューブがあるかどうか分からないよー」

私「ユーチューブの将来性は知らんけど、職業自体がなくなることが考え

られると、このことをやんね。将来的に職業とのミスマッチが起こる可能性だってある。そんなんだったら、ドイツのこー」

夫「ドイツのことだから知らないよ。」

私「将来、何になるのか決めてない状態だからこそ、今のうちからしっかりと勉強して知識をつけて、手札を増やしておいた方がこー」

私「次は、高学歴法人軍団の登場です!!」

私「ほらね、芸人になるにも学歴が必要なんやでー」

夫「へえぬぬー」  
クイズ番組のタイピングがめちゃくちゃよかったので、何回思い出しても笑っています。

私「ドイツ、娘に将来それで食べていくような「好きなこと」を見つけて欲しいのよ。」

編集後記

今年の夏も昨年に続き「記録的な暑さ」でした。我が家では8月にエアコンが壊れてしまい、室内も危険な暑さでした。ようやく暑さが和らぎ、さわやかな秋を迎えて、ほっとしていらっしやる方も多いのではないのでしょうか?



弁護士 田村 由起

みお総合法律事務所の創立15周年を記念して創刊された「MIO PRESS」ですが、無事に8年目を迎えることができました。今後とも「MIO PRESS」をどうぞよろしくお願いいたします。



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切  
2024年12月末日  
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。  
※応募者多数の場合、過去に出選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。  
※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

料金受取人私郵便  
大阪北局 認  
承 4398

差出有効期間  
2025年12月  
31日まで  
切手をはらずに  
お出しください

郵便はがき  
5308790  
164

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号  
ノースゲートビル オフィスタワー14階  
弁護士法人 みお総合法律事務所 行



フリガナ	
お名前	
住所	
ご連絡先	( )